

第 3 次石狩市男女共同参画計画【概要版】

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 章では、策定目的、期間、位置づけ、策定体制について記載しています。

●策定目的

わが国では、昭和 50 年の国際婦人年を契機として昭和 52 年に「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に関する総合的な取り組みが始まりました。

以降、昭和 60 年に「男女雇用機会均等法」の公布と「女子差別撤廃条約」の批准、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定・公布され、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが進められてきました。

石狩市においても、平成 12 年度に「いしかり男女共同参画プラン 21」がスタートし、続いて平成 22 年度に「第 2 次石狩市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画施策を総合的に推進してきました。

「第 3 次石狩市男女共同参画計画」では、これまで培ってきた男女共同参画の視点をしっかりと継承し、石狩市にあった施策事業を展開することで、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

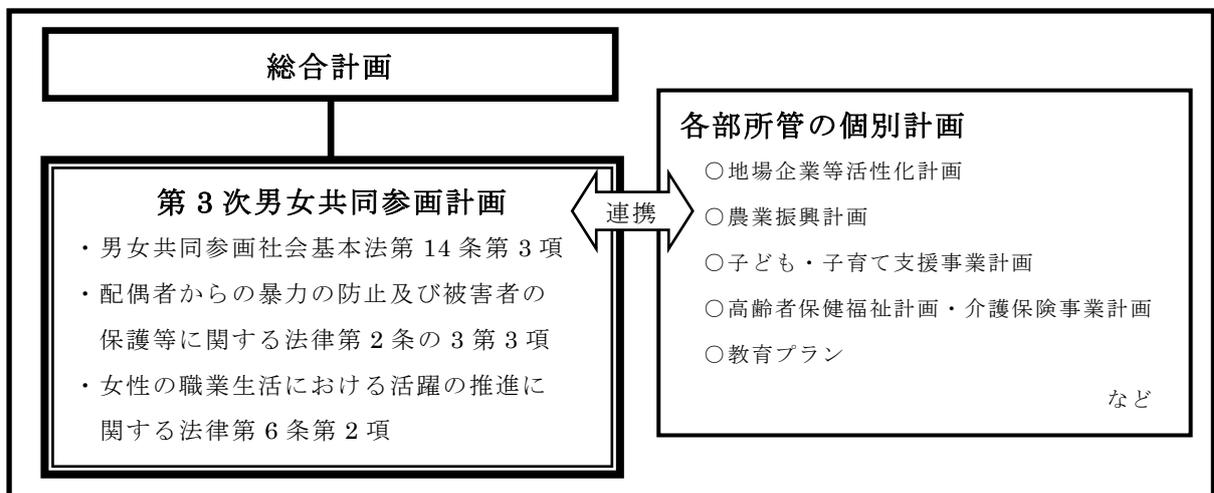
●期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

●位置づけ

本計画は、石狩市における男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画や配偶者からの暴力被害防止等、女性の職業生活における活躍の推進に関する考え方や施策について定めたものです。

また、上位計画である石狩市総合計画や各部所管の個別計画と連携し、考え方や施策について整合性を図ります



●策定体制

本計画は、学識経験者や男女共同参画関連団体関係者、市民の代表で構成された本市の審議会「石狩市男女共同参画推進委員会」と、市長を会長とした行政職員で構成された「石狩市男女共同参画行政推進会議」で検討協議を行いました。

また、市内の20歳以上の方を対象とした「男女共同参画に関する市民意識調査」、「男女間における暴力に関する市民調査」を実施し、本市の現状と課題や市民ニーズの把握に努めました。

第2章 石狩市における男女共同参画に関する現状と課題

第2章では、市民調査結果や第2次男女共同参画計画の進捗状況からみる現状と課題について記載しています。

●男女共同参画に関する市民意識調査

<男女平等に関する意識>

- ・平等であると回答した年代別の割合は、20代が最も高く45.4%、70代が最も低く23.2%で各年代半分以下となっています

<男女共同参画の役割分担や家庭生活>

- ・男女の固定的な性別役割分担意識に賛成と回答した割合は、女性が28.5%、男性が56.0%と意識に大きな差があります

<ワーク・ライフ・バランス>

- ・女性男性とも「仕事と家庭生活をともに優先」することを希望していますが、現実には、女性が「家庭生活を優先」、男性が「仕事を優先」していて、希望と現実にギャップが生じています

●男女間における暴力に関する市民調査

<男女間における暴力>

- ・「平手で打つ」「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」という行為は、ほぼ7割以上が暴力にあたりと認識しているのに対し、「交友関係や電話を細かく監視する」「大声でどなる」という行為を暴力と認識しているのは、5割未満となっています

<DV被害>

- ・過去5年間に女性が5人に1人、男性が10人に1人DV被害にあっています
- ・DVを受けた時に、どこ（誰）にも相談しなかったと回答した割合は、51.6%と半数の人が相談していません
- ・DV相談できる窓口を知っていると回答した割合は、39.9%と半数以上の人が窓口を認識していません

●第2次男女共同参画計画の進捗状況

第2次男女共同参画計画で取り組んできた事業について、全体的におおむね目標値に向けて計画どおり進捗しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、基本理念、基本目標、重点施策、体系について記載しています。

●基本理念

- 「男女平等の確立」
- 「自立社会の形成」

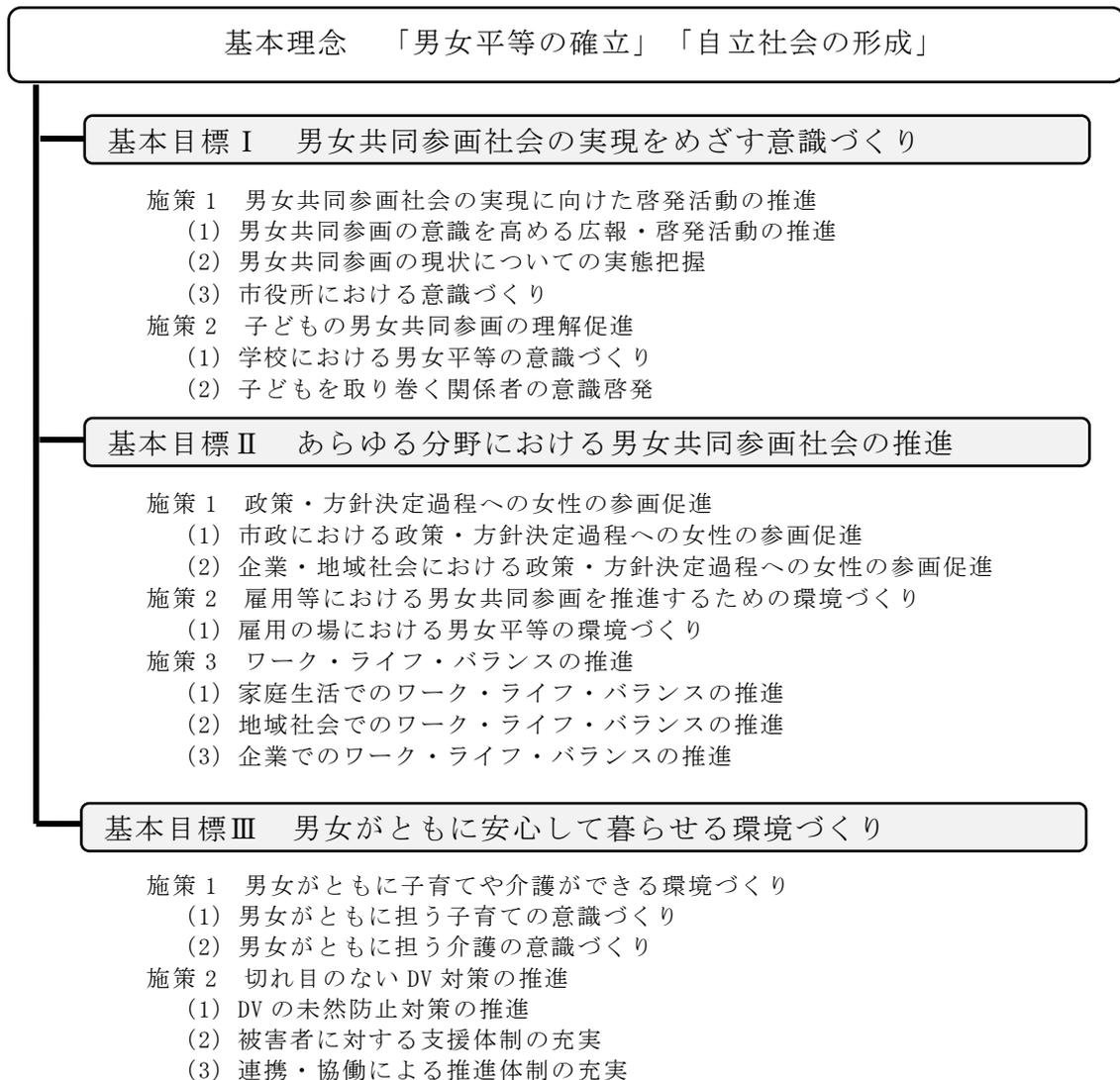
●基本目標

- 「Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり」
- 「Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進」
- 「Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり」

●重点施策

- 「Ⅰ 若年層への啓発」
- 「Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進」

●体系



第4章 計画の施策展開

第4章では、基本目標ごとの施策展開について記載しています。

●施策展開

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村行動計画「第2次石狩市男女共同参画」の考え方を継承し、男女共同参画や配偶者からの暴力被害防止等、女性の職業生活における活躍の推進に関する考え方や施策について総合的に推進するための計画であることから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律などで示された考え方を反映した施策事業について記載しています。

<基本目標>

I 男女共同参画社会の
実現をめざす意識づくり
施策事業数 14

II あらゆる分野における
男女共同参画社会の推進
施策事業数 24

III 男女がともに安心して
暮らせる環境づくり
施策事業数 18

<施策>

1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
2 子どもの男女共同参画の理解促進

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
2 雇用等における男女共同参画を推進するための環境づくり
3 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり
2 切れ目のないDV対策の推進

第5章 計画の推進体制

第5章では、推進体制の整備について記載しています。

●推進体制・進捗管理

本計画に記載されている施策事業について、毎年度PDCAサイクルによる推進を図り必要に応じて見直しを行います。

また、男女共同参画推進委員会や男女共同参画行政推進会議において進捗状況の管理及び評価を実施し、効果的な進行管理に務めます。